

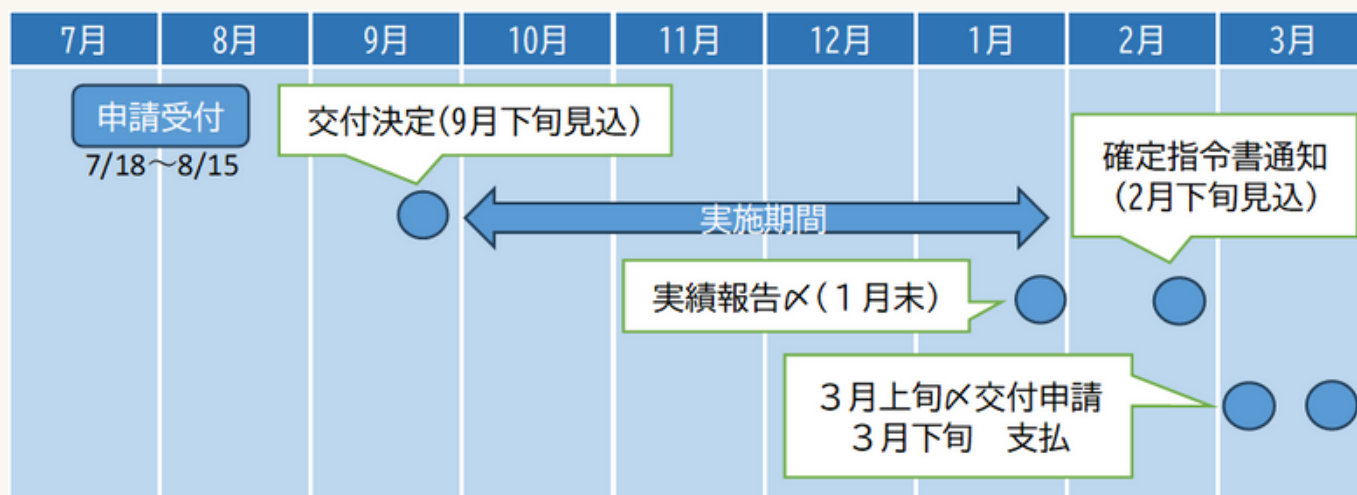


県内の指定介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
※過去に県の補助金を受けた事業所・施設も補助対象です。

- ・「福祉用具情報システム（TAIS）（※）」で「介護テクノロジー」として選定された機器等
- ・職員の身体的負担軽減や業務効率化など、介護サービスの質の向上につながる機器等

※（公財）テクノエイド協会が提供する、国内の福祉用具製造事業者又は輸入事業者から、「企業」及び「福祉用具（※）」情報を収集し、情報発信するシステムのこと。

7/18（金）栃木県介護生産性向上総合相談センター
（通称：介護のしごとサポートセンターとちぎ）開所
7/18（金）～8/15（金）まで 補助金申請受付をスタート



※裏面も参照願います

補助額

対象となる経費の4分の3と以下の区分毎の補助上限額を比較して低い方の額

区分			補助上限額
①介護テクノロジーの重点分野のうち 移乗支援（装着、非装着型）・入浴支援機器 ②生産性向上に資する機器等			100万円／台
介護テクノロジー重点分野のうち 移乗支援（装着、非装着型）・入浴支援機器以外の機器			30万円／台
介護テクノロジーの重点分野のうち介護業務支援に該当する介護ソフト	職員数に応じてライセンス数が変動しない契約の場合		250万円／事業所
	職員数に応じてライセンス数が変動する契約の場合は右の上限額内	職員数1～10人	100万円／事業所
		職員数11～20人	150万円／事業所
		職員数21～30人	200万円／事業所
		職員数31人以上	250万円／事業所
「介護業務支援」に該当するテクノロジーとそのテクノロジーと連動することで効果が高まるテクノロジーのパッケージ型導入 例：介護業務支援機器＋見守り・コミュニケーション機器 介護業務支援に該当する複数の機器 介護記録ソフト＋介護請求ソフト			1,000万円／事業所

- ・主となる機器の購入に付帯して必要となる経費（通信環境整備、情報端末購入、取付工事費等）も補助対象
- ・主となる機器と一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット等）の補助上限額は10万円／台

補助上限台数その他補助要件等

サービス区分	補助限度台数
施設系サービス	利用定員数を10で除した数（小数点以下切上げ）
在宅系サービス	利用定員数を20で除した数（小数点以下切上げ） ※利用定員数のないサービスについては、1日の利用限度人数を利用定員数として、20で除した数（小数点以下切上げ）とする。

- ・とちぎ介護人材育成認証制度の認証レベル3事業者が介護テクノロジーを導入する際の1回当たりの限度台数は、以下により算出した台数の2倍
- ・その他補助要件、申請の手引きや申請書類のダウンロードは、
「栃木県介護テクノロジー定着支援事業費補助金ホームページ」を御覧ください。

（お問い合わせ）栃木県保健福祉部高齢対策課

☎ 028-623-3057 ✉ kaigojinzai@pref.tochigi.lg.jp